

(案)

資料 8

答申第30号
令和5年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県公文書管理委員会
会長 山岡 敏明

高知県公文書等の管理に関する条例第32条第1号の規定による諮問に
ついて (答申)

令和5年7月31日付け5高法文第474号により諮問のあった下記の事項につ
いては、審議の結果、適当と認められます。

記

高知県公文書管理規程を立案どおり一部改正することについて